除　雪　ト　ラ　ッ　ク　仕　様　書
【４ｔ級、４×４、専用車、アングリングプラウ付】

概　要

この仕様書は、除雪トラック【４ｔ級、４×４、専用車、アングリングプラウ付】に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については蔵王町（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．形　　式

４ｔ級、　４×４、　専用車、　アングリングプラウ付

２．性　　能（ＪＣＭＡＳ　Ｔ００６　性能試験）

（１）除雪幅・フロントプラウ　　2.4m 以上

（２）プラウ除雪作業速度

（新雪ρ=0.08t/㎥、除雪高 35 cmにおいて）　30 km/h

（３）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、

機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）　　85 db(A)以下

３．主要諸元

（１）全長（アングリングプラウ装着時）	9,000	mm　以下
（２）全幅（直角時）	3,000	mm　以下
（３）全高（黄色灯火上端まで）	3,200	mm　以下
（４）最低地上高	240	mm　以上
（４）車両総質量	8,000	kg　以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まれないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（５）最小回転半径（最外側車輪中心）	8.0	m　以下
（６）乗車定員	２	人　以上

４．車　　体

（１）機　　関

形　　式　　水冷、ディーゼル機関

最高出力　　150 kW　以上

（２）動力伝達装置

主変速機	前後進、速度切換え操作が円滑にできる構造とする。

（３）駆動方式

形　　式	総輪駆動式

（４）タ イ ヤ

形　　式	スタットレスタイヤ

（５）かじ取装置

形　　式	倍力装置付

（６）運 転 室

構　　造	全鋼製密閉形
ハンドル位置	右ハンドル
窓	冬用ワイパーブレード付

５．除雪装置

（１）形　　式	油圧式アングリングプラウ（反転エッジ、樹脂又はゴム製デフレクタ付）
（２）構　　造	ストレート形平方刃先、鋼板特殊円筒曲面構造
（３）能　　力	鋼板溶接構造
切刃昇降範囲	地下 30 ㎜～地上 400 ㎜以上（プラウ先端刃先部）
アングリング角度	左右各 20 度以上
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合､(シャーピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置を設けること。

６．計器類

（１）燃料計	１　式
（２）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１　式
（３）水温計	１　式
（４）充電警告灯	１　式
（５）空気圧計又は警告灯	１　式
（６）運行記録計（120 ㎞/h、機関回転数記録、７日計）	１　式
（７）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１　式

７．照明装置類

（１）前部霧灯		２　灯
（２）黄色灯火（散光式）	前　全幅　1,000 ㎜以上	１　式

８．付属装置及び付属品

８－１　車両総質量に含むもの

（１）　バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧 80dB(A)以上）	１　式

（２）　カーヒータ（温水式、デフロスタ付）　１　式
（３）　エアコン　１　式
（４）　スペアタイヤ取付台　１　式
（５）　スペアタイヤ（ｽﾀｯﾄﾚｽ、ﾎｲｰﾙ付）　１　式
（６）　床マット　１　式
（７）　標識版（「蔵王町除雪車」300 ㎜×570 ㎜以上、車体後部取付）　１　式

８－２　車両総質量に含まないもの
（１）　標準付属工具　１　式
（２）　取扱説明書　１　部
（３）　部品表　１　部
（４）　履歴簿　１　部
（５）　タイヤチェーン（前後輪４本）　１　式

９　塗装
納入機は、国土交通省建設機械塗装基準による。

10　検査
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行ない全般的な機能を検査する。
ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11　保証
納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合は、それを摘用する。
特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12　その他の事項
12-1　製造期日等の指定
納入機は新品でなければならない。
12-2　灯火の取付方法の指定
黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。
イ）　黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発台 473 号（以降の改正分含む））」に準じるものとする。

ロ）　黄色灯火は、運転室上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3　提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4　緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

12-5　下取り車両の取り扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「蔵王町」の表示は消去すること。

12-6　緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、連絡があってから２時間以内で納入機に精通するものを現地に派遣できる体制を納入期までに整えなければならない。

12-7　納入地

刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10 番地（蔵王町役場）